

岐阜県公報

目次

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ
一

号外(一) 平成二十二年一月七日

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、大垣都市計画区域マスタープラン(整備、開発及び保全の方針)に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則(昭和四十五年岐阜県規則第五十九号)第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市町
大垣	平成二十二年一月三十日 (土) 午前十時から	大垣市加賀野四丁目一番地七 ソフトピアジャパン センタービルセミナーホール	大垣市 瑞穂市 垂井町 安土町 神戶町

(注) 大垣都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の公聴会と同時開催する。

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要
別記のとおり

三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) ときは翌日

平成二十二年一月七日

岐阜県都市建築部都市政策課において閲覧に供するほか、大垣市都市計画部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町総務部地域政策課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年一月七日(木)から同月二十一日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年一月二十一日(木)までに、〒五八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建築部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は期限までに必着のこと。

2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。

3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。

4 公述申出書の中に同趣旨の意見が多数ある等の場合は、公述を申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べる者が選定の上、公聴会の前日まで本人に通知する。

五 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建築部都市政策課(電話〇五八二二七二一一一 内線三七五五)、大垣市都市計画部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課又は安八町総務部地域政策課

六 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を中止する。その場合県ホームページに掲載する。

公述人の陳述の要旨及びその対応方針は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画の目標

本区域の恵まれた「水」と「緑」を慈しみ、「情報」関連産業を核とし、都市計画の課題である「持続可能な都市」を目指すため、本区域の都市づくりの基本理念を「水と緑と情報、快適で安全な生活空間」とする。

二 地域毎の市街地像(まちづくりのイメージ)

本区域を地域の特性をもとに五つの地域に大別し、地域毎に目指すべきまちづくりのイメージを示す。

地域区分	目指すべきまちづくりのイメージ
大垣市 (大垣地区)	一 圏域の中心都市として行政、経済、情報、文化等広範な都市機能の充実したまちづくり 二 水と緑を活かしたまちづくり
大垣市 (墨俣地区)	一 地域資源を活かしたまちづくり 二 地区の拠点的エリアの形成
垂井町	一 人々が町内で暮らし楽しむことのできるまちづくり 二 都市基盤の充実した安全・快適なまちづくり 三 自然と歴史を身近に感じることのできるまちづくり 四 各地域が個性を発揮し相互に調和するまちづくり 五 住民の声と手によるきめ細かなまちづくり
神戸町	一 充実した都市基盤整備の強化と緑豊かで潤いある機能的なまちづくり 二 高速交通体系を活かした産業機能の強化
安八町	一 都市基盤整備の充実と、恵まれた自然的環境に囲まれたゆとりとやすらぎのあるまちづくり 二 豊かな田園景観の中での産業都市づくり

三 区域区分(市街化区域と市街化調整区域)の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1 本区域では、次の理由により区域区分を定める。

(一) 本区域の大部分が平地部で、区域区分を行わなかった場合、無秩序に市街地が拡散する可能性があること。

(二) 人口は長期的には減少が予測されるが、核家族化による住宅用地の需要増加が見込まれること。

(三) (都)東海環状自動車道が計画されるなど、工業・流通等新たな土地需要の増大も考えられること。

(四) 市街化区域については、優先的に都市基盤整備を進めており、概ね良好な市街地環境が形成されているが、郊外部など周辺市街地の一部には、農地などの低・未利用地が残る地区も見られ、宅地化の促進を図る必要があること。

(五) 市街化区域においては、住民の多様なレクリエーションニーズへの対応や災害の防止、生活環境の改善等に資する公園緑地等の公共空間の整備を進めていること。

(六) 市街化調整区域においては、優良な農地や良好な自然景観を有する山林、河川等の保全を図る必要があること。

2 区域区分を定める際の方針

(一) 人口及び産業の見通し、市街化の現況及び動向を勘案し、適正に市街化区域を設定する。

(二) 平成三十二年時点での市街化区域面積は、おおむね四千七百四十四ヘクタールとする。

四 主要な都市計画の決定の方針

1 土地利用に関する方針

(一) 住居系

(1) 大垣市及び神戸町の住宅地は人口密度が高いため、過密化の緩和を考慮した計画的な市街地整備を進める。

(2) 大垣市の中心市街地は、市街地再開発事業等によって、良好な住宅地の形成を進める。

(3) 垂井町及び安八町の住宅地は比較的に低密度であり、今後もゆとりある居住環境の保全と整備を進める。

(4) 工場跡地の土地利用転換により住宅団地等が形成される地区において、現状で工業系用途地域が指定されている場合には、周辺に立地する建物等の状況を勘案しながら、居住環境の保全を図られるよう、住居系用途地域への指定変更を進める。

(5) 安八町牧地区においては、周辺への新規工業立地に伴う住宅需要の増大に対応した土地利用を誘導し、住居系中心の良好な市街地の形成を進める。

(二) 商業系

(1) 住宅地の中心に位置する既存商業地については、日常生活需要に対応した商業機能の整備を進める。

(2) 大垣市の中心市街地は、西濃圏域の中心商業・業務地としての役割を果たしており、今後、商業・業務機能の集積・強化を図るため、中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地再開発事業等を進める。

(3) (都) 大垣環状線等の主要な道路沿いにおいては、既存商業地を補完し、周辺地区の日常生活需要に対応した商業機能の整備を進める。

(4) 垂井駅南口(国)二一号沿道においては、立地条件の優位性を活かし、商業・業務施設や沿道サービス施設等の都市機能の集積を進める。

(5) 大垣市外野地区の(都)大垣環状線沿いに立地する大型商業施設周辺では、商業系への土地利用転換に即した土地利用を誘導する。

(6) 安八町大明神地区の(都)大垣一宮線沿道においては、近隣の生活利便性向上に資する商業施設等の立地に配慮した土地利用を誘導し、商業・業務系中心の良好な市街地の形成を進める。

(7) 大垣市の中心市街地や各地域において既に拠点となっている大規模集客施設の立地エリアを大規模集客施設立地エリアとし、地域の商業拠点としての機能を維持、増進するため次の五箇所を設定する。

大垣駅北地区

(都) 東外側小野線沿線北の三塚町地区

(都) 西大垣墨俣線沿線南の鶴見町地区

(都) 大垣環状線沿線南の本今町・外野地区

(都) 墨俣輪之内線沿線の墨俣犀川地区

(三) 工業系

(1) 既存工業地については、周辺の住宅地や農地の環境を保全しつつ、より一層の工業集積、生産環境の整備を進める。

(2) (都) 東海環状自動車道の整備に伴う高速交通体系等の充実による本区域の交通の利便性を活かし、新規の工業団地等の基盤整備を図る。

(3) 大垣市のソフトピアジャパン周辺地区については、情報関連産業の集積を主とした土地利用を誘導する。

(4) 安八町中須地区については、隣接の住居系市街地の環境保全にも配慮した土地利用を誘導し、工業系中心の良好な市街地の形成を進める。

(四) 緑地等

(1) 本区域内には市街地における公園緑地が少ないため、公園緑地の整備を進めるほか、河川・水路において、多自然川づくりを取り入れる等、動植物との共生を図り、水辺環境の保全、回復、創出を進める。

(2) 大垣市では、青藁、荒崎、綾里、多芸島、川並、墨俣地区等、垂井町では、

町北部及び南部等、神戸町及び安八町のまとまった農地については、農業の多面的な機能を活かし、都市型農業として生産性の高い農業を目指し、農地を保全する。

(五) その他

(1) 市街化の著しい大垣市の水門川の流域については、都市型水害による災害を軽減するため、水門川流域整備計画に基づき流出抑制対策を行う。

(2) 本区域の市街化区域内にみられる都市的低・未利用地については、地域の実情にあわせた土地区画整理事業や地区計画等による適正かつ計画的な市街地環境の形成を図り、郊外部への無秩序な都市機能の拡散を抑制する。

(3) 農地、保安林、砂防指定地、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所)などは災害防止の観点から保全し、開発を抑制する。

(4) 特に災害防止上保全すべき区域として、大垣市北西部地区や垂井町南部、西部、北部に位置する保安林、砂防指定地などについては、開発を抑制する。

(5) 大垣市北西部の山地部は伊吹県立自然公園に、垂井町北部・南部及び大垣市北西部の山地部は揖斐関ヶ原養老国定公園に指定されており、豊かな自然的環境が残された区域であるため保全する。

2 都市施設の整備に関する方針

(一) 交通施設

(1) 幹線街路については、大量かつ多様な都市交通需要への対応、良好な市街地の形成、都市の適正かつ合理的な土地利用の促進等の視点を踏まえ、都市計画道路網の総合的な整備を進める。

(2) 都市計画道路の内、未完成路線については、社会経済環境の変化を考慮しつつ必要性を検証し、その結果を踏まえ、廃止を含めた計画変更を検討し、真に必要な路線を優先した効率的な整備を図る。

(3) 高速交通体系については、名古屋市を中心とする三十〜四十キロメートル圏内に位置する東海三県の主要都市を環状に結び、その連携と交流を促進する道路である(都)東海環状自動車道の整備を行う。また、(都)東海環状自動車道(仮称)大垣西インターチェンジ及び(仮称)大野神戸インターチェンジの整備に伴い、各インターチェンジへの利便性を強化するアクセス道路の整備を進める。

(4) 駐車場整備における公共・民間の機能分担に留意しながら既存施設の活用も

含めた適正な規模の駐車場を配置・整備する。大垣駅周辺については、公共駐車場を効率的に活用するために駐車場の統廃合も含めた配置見直しの必要性について検討し、駐車場整備地区の見直しを進める。

(5) 自動車交通に過度に依存することのない都市交通システムを確立するため、交通結節点の機能改善など利便性の高い公共交通システムの整備を検討する。

(6) 地域の実情に合わせたコミュニティバス等、市町バス事業の検討を含め、バス路線網の維持・拡充を進めるとともに、当面は、既存の公共交通機関相互の連絡改善を進める。

(二) 下水道及び河川

(1) 下水道の整備は既成市街地を中心に進められており、今後も普及率向上を目指して効率的な整備と処理区域の拡大を進める。

(2) 都市化の進展を踏まえつつ必要とされる治水上の安全を確保し、自然的環境を踏まえた河川の整備を進める。

(3) 今後の治水整備にあたっては、河川の整備のみならず、流域の持つ保水・遊水機能の適切な保全を併せて推進する。

(4) 従来から遊水機能を有する地域において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進する。

(5) 開発行為等による河川への雨水量の増加に対しては、調整池等の設置により対処する。

(6) 河川の整備水準の目標は、施設整備の現状を考慮し、国が管理する揖斐川等については、目標とする治水安全度に応じて整備を進める。

3 市街地開発事業に関する方針

(一) 市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行う。

(二) 集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努める。

(三) 大垣市の中心市街地では、本区域の中心都市として都市機能の充実及び防災性の向上を図るため、市街地再開発事業等を進める。

(四) 市街化区域においては、住環境等の改善向上を進めるとともに、都市的低・未利用地については、地区の状況や市街化の動向等に対応した土地区画整理事業の実施等によって整序を図り、良好な市街地として整備を進める。

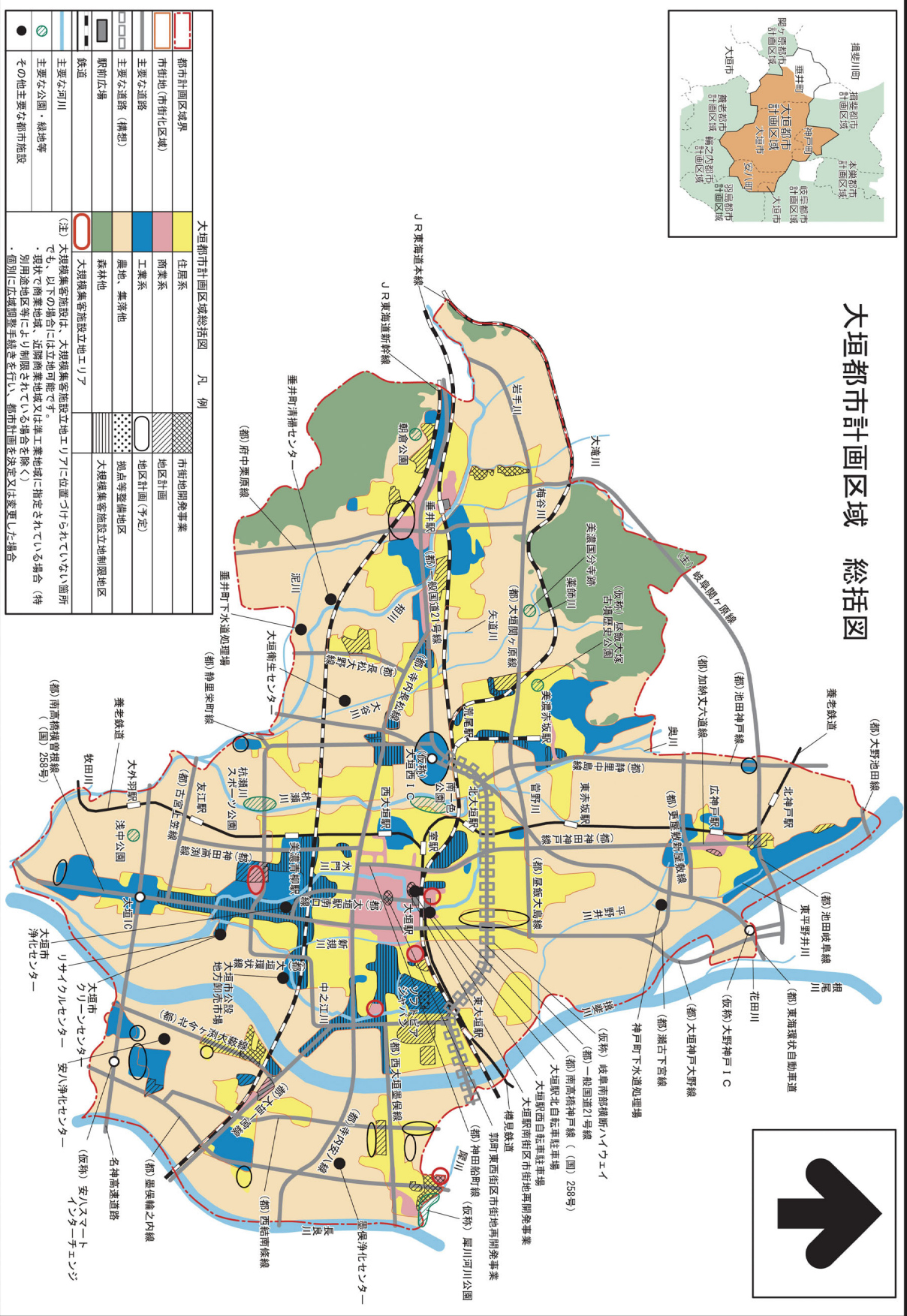
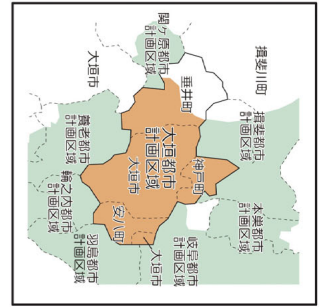
4 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(一) 都市化の進展や都市の再生に対応して調和のとれた自然的環境の保全と土地の合理的・効率的利用を行うつつ、個性と魅力にあふれたまちづくりを進める。

(二) 都市公園については、本区域の住民一人当たりの敷地面積がおおむね二十年後には十平方メートル以上となることを目標に整備を進める。

五 「四 主要な都市計画の決定の方針」に基づき、主な土地利用、都市施設及び市街地開発事業のおおむねの位置を示す図面は、総括図のとおりとする。

大垣都市計画区域 総括図



大垣都市計画区域総括図 凡例

	都市計画区域境界		市街地開発事業
	市街地(市街化区域)		地区計画
	主要な道路		地区計画(予定)
	主要な道路(精進)		拠点等整備地区
	駅前広場		大規模集密施設立地制限地区
	鉄道		森林地
	主要な河川		大規模集密施設立地エリア
	主要な公園・緑地等		(注) 大規模集密施設は、大規模集密施設立地エリアに位置づけられていない箇所でも、以下の場合には立地可能です。
	その他主要な都市施設		・現状で商業地域、近隣商業地域又は準工業地域に指定されている場合(特別用途地区等により制限されている場合を除く)
			・個別に広域調整手続きを行い、都市計画を決定又は変更した場合は



別記二

公述申出書

平成22年1月7日付けで岐阜県公報に登載された大垣都市計画区域マスタープランの都市計画決定案（素案）について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年1月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所
(ふりがな)
氏 名
TEL
印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
- 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大垣都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び場所

都市計画区域	日 時	場 所	関係市町
大 垣	平成二十二年一月三十日 (土) 午前十時から	大垣市加賀野四丁目 一番地七 ソフトピアジャパン センタービルセミナー ホール	大 垣 市 瑞 穂 市 垂 井 町 神 戸 町 安 八 町

(注) 大垣都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）の公聴会と同時開催する。

- 二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要別記一のとおり
- 三 都市計画の案の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、大垣市都市計画部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町総務部地域政策課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十二年一月七日（木）から同月二十一日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十二年一月二十一日(木)までに 一五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は期限までに必着のこと。
 - 2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
 - 3 公述の内容は、都市計画の案の範囲とする。
 - 4 公述申出書の中に同趣旨の意見が多数ある等の場合は、公述を申し出た者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定の上、公聴会の前日までに本人に通知する。
 - 五 公聴会に関する問い合わせ先
岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八 二七二 一一一一 内線三七五五)、大垣市都市計画部都市計画課、瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課又は安八町総務部地域政策課
 - 六 その他
公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を中止する。その場合県ホームページに掲載する。
公述人の陳述の要旨及びその対応方針は県ホームページに掲載する。
- 別記一
- 一 区域区分の変更を必要とする理由
大垣都市計画市街化区域の人口は平成三十二年まで緩やかに増加することや、一世帯当たりの人員の減少に伴う世帯数の増加が予測されている。このことを踏まえ大垣市の既成市街地で開発圧力の高い二地区と安八町の計画的な市街地整備が見込まれる三地区について市街化編入を行うものである。
併せて平成二十一年十月三十一日に瑞穂市と大垣市・安八町間で行政区域界の変更が行われたが、これに伴う都市計画区域及び区域区分の変更を行う。
 - 二 区域区分の変更の基本方針
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、次の基本方針に基づき区域区分の変更を行う。
1 人口減少や都市経営の観点からコンパクトシティの考え方を取り入れ、市街化区域をいたずらに拡大することのないよう、想定された人口及び産業を適切に収容で

<ol style="list-style-type: none"> 2 市街化区域除外予定箇所 <table border="1"> <tr><td>5</td><td>牧</td><td>一〇・四</td><td>地区計画の決定</td></tr> <tr><td>4</td><td>中須</td><td>三・五</td><td>地区計画の決定</td></tr> <tr><td>3</td><td>大明神</td><td>〇・七</td><td>地区計画の決定</td></tr> <tr><td>2</td><td>外野</td><td>一九・一</td><td>既成市街地・地区計画の決定</td></tr> <tr><td>1</td><td>ソフトピアジャ パン周辺</td><td>九五・七</td><td>既成市街地・地区計画の決定</td></tr> </table> 				5	牧	一〇・四	地区計画の決定	4	中須	三・五	地区計画の決定	3	大明神	〇・七	地区計画の決定	2	外野	一九・一	既成市街地・地区計画の決定	1	ソフトピアジャ パン周辺	九五・七	既成市街地・地区計画の決定
5	牧	一〇・四	地区計画の決定																				
4	中須	三・五	地区計画の決定																				
3	大明神	〇・七	地区計画の決定																				
2	外野	一九・一	既成市街地・地区計画の決定																				
1	ソフトピアジャ パン周辺	九五・七	既成市街地・地区計画の決定																				
<ol style="list-style-type: none"> 3 市街化調整区域編入予定箇所 <table border="1"> <tr><td>6</td><td>犀川</td><td>〇・二</td><td>行政区域界の変更</td></tr> </table> 				6	犀川	〇・二	行政区域界の変更																
6	犀川	〇・二	行政区域界の変更																				
<ol style="list-style-type: none"> 4 市街化調整区域除外予定箇所 <table border="1"> <tr><td>7</td><td>大垣市市街化調整区域</td><td>九・〇</td><td>行政区域界の変更</td></tr> </table> 				7	大垣市市街化調整区域	九・〇	行政区域界の変更																
7	大垣市市街化調整区域	九・〇	行政区域界の変更																				
<ol style="list-style-type: none"> 8 瑞穂市市街化調整区域 <table border="1"> <tr><td>8</td><td>瑞穂市市街化調整区域</td><td>九・四</td><td>行政区域界の変更</td></tr> </table> 				8	瑞穂市市街化調整区域	九・四	行政区域界の変更																
8	瑞穂市市街化調整区域	九・四	行政区域界の変更																				

きるよう変更を行う。

- 2 市街化区域の編入は、既成市街地及び計画的な市街地整備が見込まれる新市街地において行う。
- 3 行政区域界の変更を理由とした都市計画区域、区域区分の変更を行う。

三 区域区分の変更の内容

次の箇所について市街化区域の編入及び除外、市街化調整区域の編入および除外を行う。

- 1 市街化区域編入予定箇所

四 本都市計画区域における都市計画の目標を平成三十二年とし、近年の人口、産業の動向等を勘案して次のとおり想定した。

人	口	工業出荷額	卸小売販売額	市街化区域面積
おおむね	一七二、一千人	約一〇、二九五億円	約五、九〇四億円	おおむね四、七四四 ^ハ ヘ

五 区域区分に関する都市計画概略図は、総括図のとおりとする。

別記二

公述申出書

平成22年1月7日付けで岐阜県公報に登載された大垣都市計画区域区分の都市計画決定案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成22年1月 日

岐阜県知事 古田 肇 様
公述申出人
住 所 TEL
(ふりがな)
氏 名 印

意見の要旨及びその理由

- (注) 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。

平成二十二年一月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社